

令和8年3月25日招集

第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和8年第3回狹山市農業委員会総会

令和8年3月25日(水曜日) 開催場所 狹山市役所 6階 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後2時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 地域計画の更新について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後4時

本日の出席農業委員 14名

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1番 浅見 誠 次 | 2番 落 合 房 子 | 3番 渡 邊 隆 夫 |
| 4番 増 田 棟 順 | 5番 堀 口 一 男 | 6番 齋 藤 栄 一 |
| 7番 森 田 依 見 子 | 8番 仲 川 知 範 | 9番 室 岡 芳 浩 |
| 10番 清 水 芳 則 | 11番 大 野 博 文 | 12番 下 村 辰 次 |
| 13番 安 藤 千 鶴 | 14番 増 田 茂 | |

本日の出席推進委員 8名

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 甲 田 善 徳 | 橋 本 貴 男 | 奥 富 一 利 | 筋 野 克 典 |
| 内 田 博 樹 | 片 岡 弘 幸 | 久 保 田 芳 彦 | 高 橋 弘 樹 |

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、これより令和8年第3回狭山市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開催にあたり、今月から試験的ではありますが、従前お配りしていた議案書の配布はせず、プロジェクターを使用をご確認いただきたく存じます。</p> <p>議事の進行にあたり、ご意見等ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。</p> <p>市全体でのペーパーレスの取り組みになりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、配布資料としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『令和9年度 県農地利用の最適化施策に関する意見』の提出の実施と意見集約への協力について ・冊子『のうねん』 <p>となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 局長 | <p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>これより第3回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p> |
| 会長 | <p>【会長の挨拶】</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これより、第3回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号11番 大野 博文 委員と12番 下村 辰次 委員にお願いします。</p> <p>先ずは、第3回総会の概要について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>スクリーンをご確認ください。本日の議題は全部で4議案となります。</p> <p>なお、議案第1号と第2号における農用地利用集積等促進計画(案)については、農業振興課よりご説明申し上げます。</p> <p>次に、地区別許可申請等一覧になります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>農用地利用集積等促進計画が、受人単位で堀兼地区3件です。</p> <p>農地法第3条許可申請が、堀兼地区2件です。</p> <p>農地法第4条許可申請はありません。</p> <p>農地法第5条許可申請が、入間川地区2件、入曽地区7件、堀兼地区1件、奥富地区3件、柏原地区1件、水富地区2件の合計16件です。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>はじめに、『議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。</p> |
| 農振課 | <p>【農業振興地域整備計画の変更についての説明】</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、計画の変更について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>次に、『議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。</p> <p>先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。</p> |
| 農振課 | <p>【農用地利用集積等促進計画についての説明】</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の一時退室】</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。</p> <p>入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。</p> |
| 推進委員 | <p>1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第3号整理番号1番について、ご説明いたします。</p> <p>受人は堀兼に在住、渡人は新座市に在住です。</p> <p>土地の所在は、大字堀兼字尾花台、地目は畑、地積は391㎡。</p> <p>次に、整理番号2番について、ご説明いたします。</p> <p>受人は青柳に在住、渡人はふじみ野市に在住です。</p> <p>土地の所在は大字上赤坂字立帰 他2筆、地目はいずれも畑、地積は合計で1,451㎡。</p> <p>申請地、公図について、順にご説明いたします。</p> <p>最初に、整理番号1番におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、申請地の隣地にて芝の作付けを確認しております。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取り及び肥培管理計画から确实と思われまます。</p> <p>法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>次に、整理番号2番におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画（そば）であり确实と思われまます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより議案第3号を順に審議します。</p> <p>最初に、整理番号1番について審議します。</p> <p>これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。</p> |
| 議 長 | <p>次に、整理番号 2 番について審議します。</p> <p>これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、『議案第 4 号 農地法第 5 条に係る許可申請について』を議題とします。 地区別に区切って審議をいたします。 最初に入間川地区について事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>入間川地区は 2 件の申請がありました。 概要についてご説明いたします。 議案第 4 号整理番号 1 番の事業計画者は、水野在住、所有者は入間川在住です。 土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は 2 6 4 m²ですが、併せて入間川字中平野、地目は雑種地の地積 2 0 6 m²と一体利用し合計 4 7 0 m²。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は 1 0 h a 未満の集団性で、公共公用施設は松村歯科と御狩場小学校で 2 施設の要件を満たしていますが、インフラの要件を満たしていないことから、第 2 種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号 2 番の事業計画者は、入間市に在住、所有者は入間川に在住です。 土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は 4 9 9 m²。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては議案第 4 号 1 番と同じく第 2 種農地に区分されます。</p> <p>申請地、土地利用計画図、公図について、順にご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>次に、整理番号 1 番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>答を得ています。</p> <p>次に、整理番号2番の土地利用計画図と公図になります。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。</p> <p>また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>入間川地区の申請案件について、順に審議します。</p> <p>最初に、整理番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号1番について、ご説明いたします。</p> <p>【1番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は264㎡ですが、併せて入間川字中平野、地目は雑種地の地積206㎡と一体利用し合計470㎡。本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号2番について、ご説明いたします。</p> <p>【2番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は499㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号2番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 次に、入曽地区について、引き続き事務局からの説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>入曽地区は7件の申請がありました。 概要についてご説明いたします。</p> <p>整理番号3番の事業計画者は、所沢市に在住、所有者は南入曽に在住です。 土地の所在は大字南入曽字桑原、地目は畑、地積は330㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性で、公共公用施設はさやま産婦人科と山王小学校の2施設で要件を満たしており、インフラの要件も水道、下水道に容易に接続できることから、第3種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号4番の事業計画者は、立川市に在住、所有者は南入曽に在住です。 土地の所在は大字南入曽字屋敷裏、地目は畑、地積は377㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設はふなき歯科とさやま産婦人科の2施設で要件を満たしており、インフラの要件も水道、下水道に容易に接続できることから、第3種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号5番の事業計画者は、所沢市に在住の方（持分6/10）と、同住所在住の方（持分4/10）、所有者は南入曽に在住です。 土地の所在は大字南入曽字屋敷裏 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で284㎡ですが、同大字南入曽字屋敷裏、地目は宅地、地積が31.42㎡と一体利用し、合計315.42㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設は海野歯科と宮崎医院の2施設で要件を満たしていますが、申請農地だけでは接道が取れないことから、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号6番から9番について、所有者は全て南入曽在住の方。 整理番号6番の事業計画者は、飯能市に在住の方。 土地の所在は大字南入曽字町屋道、地目は畑、地積は394㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設はこいけ歯科といぶき山整形外科の2施設で要件を満たしていますが、インフラの要件を満たしていないことから、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号7番の事業計画者は、所沢市に在住の方（持分1/2）、同じく同住所の方（持分1/2）。 土地の所在は大字南入曽字町屋道、地目は畑、地積は301㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、整理番号6番と同じく第2種農地に区分されます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>次に、整理番号 8 番の事業計画者は、水野に在住の方。 土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は 4 2 8 m²。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、整理番号 6 番と同じく第 2 種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号 9 番の事業計画者は、上奥富に在住の方。 土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は 3 9 3 m²。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、整理番号 6 番と同じく第 2 種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号 3 番・4 番・5 番の位置が近いため、申請地、土地利用計画図、公図について、順にご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>最初に、整理番号 3 番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号 4 番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号 5 番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号 6 番から 9 番の申請地、土地利用計画図、公図について、順にご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>最初に、整理番号 6 番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> |
|-----|--|

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>次に、整理番号7番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号8番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号9番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>入曽地区の申請案件について、順に審議します。 最初に、整理番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号3番について、ご説明いたします。 【3番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曽字桑原、地目は畑、地積は330㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号4番について、ご説明いたします。 【4番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曽字屋敷裏、地目は畑、地積は377㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号5番について、ご説明いたします。</p> <p>【5番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字南入曾字屋敷裏 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で284㎡ですが、同大字南入曾字屋敷裏、地目は宅地、地積が31.42㎡と一体利用し、合計315.42㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号5番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号6番について、ご説明いたします。</p> <p>【6番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は394㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号6番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号7番について、ご説明いたします。</p> <p>【7番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は394㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>整理番号7番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号8番について審議します。地区担当の意見を願います。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号8番について、ご説明いたします。</p> <p>【8番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は428㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号8番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号9番について審議します。地区担当の意見を願います。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号9番について、ご説明いたします。</p> <p>【9番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曾字町屋道、地目は畑、地積は393㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号9番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、堀兼地区について、引き続き事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>堀兼地区は1件の申請がありました。 概要についてご説明いたします。 整理番号10番の事業計画者は入間市に在住の方、所有者は堀兼に在住の方です。 土地の所在は大字堀兼字月見台、地目は畑、地積は300㎡。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。</p> <p>立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設は堀兼診療所のみであることから2施設で要件を満たしておらず、よって、インフラの要件を確認するまでもなく、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、申請地、土地利用計画図、公図について順にご説明いたします。</p> <p>申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。</p> <p>また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>堀兼地区の申請案件について、順に審議します。</p> <p>最初に、整理番号10番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号10番について、ご説明いたします。</p> <p>【10番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字堀兼字月見台、地目は畑、地積は300㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号10番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、奥富地区について、引き続き事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>奥富地区は3件の申請がありました。</p> <p>概要についてご説明いたします。</p> <p>整理番号11番の事業計画者は、入間市に在住の方(持分1/2)、同じく同住所の方(持分1/2)、所有者は新狭山に在住の方。</p> <p>土地の所在は大字上奥富字大ケ谷戸、地目は田、地積は381㎡。</p> <p>転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。</p> <p>立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設はけやき幼稚園のみであることから2施設で要件を満たしておらず、よって、インフラの要件を確認するまでもなく、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号12番の事業計画者は、川越市に在住の方(持分1/2)、同じく同住所</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>の方（持分1/2）、所有者は下奥富に在住の方。 土地の所在は大字下奥富字坂上、地目は畑、地積は322㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設は狭山清陵高校と奥平産婦人科の2施設で要件を満たしていますが、路地状敷地につきインフラの要件を満たさないことから、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号13番の事業計画者は、祇園に在住の方、所有者は川越市に在住の方。 土地の所在は大字下奥富字芝、地目は畑、地積は313㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設は2施設の要件を満たしていないことから、インフラの要件を確認するまでもなく、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、申請地、土地利用計画図、公図について、最初に整理番号11番についてご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。 以上です。</p> <p>次に、整理番号12番・13番の申請地、土地利用計画図、公図について、順にご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>最初に、整理番号12番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号13番の土地利用計画図と公図になります。 一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。 以上です。</p> |
|-----|---|

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>奥富地区の申請案件について、順に審議します。 最初に、整理番号 1 1 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第 4 号 1 1 番について、ご説明いたします。 【 1 1 番の図面より説明】 土地の所在は大字上奥富字大ケ谷戸、地目は田、地積は 3 8 1 m²。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号 1 1 番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>整理番号 1 2 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第 4 号 1 2 番について、ご説明いたします。 【 1 2 番の図面より説明】 土地の所在は大字下奥富字坂上、地目は畑、地積は 3 2 2 m²。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号 1 2 番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>整理番号 1 3 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第 4 号 1 3 番について、ご説明いたします。 【 1 3 番の図面より説明】 土地の所在は大字下奥富字坂上、地目は畑、地積は 3 2 2 m²。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号 1 3 番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> |

| | |
|------|--|
| 議 長 | 次に、柏原地区について、引き続き事務局からの説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>柏原地区は1件の申請がありました。 概要についてご説明いたします。 整理番号14番の事業計画者は、柏原に在住の方、所有者は柏原に在住の方。 土地の所在は柏原字早道場、地目は畑、地積は399㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、申請地は10ha未満の集団性であり、公共公用施設は黒米 歯科のみで2施設で要件を満たしておらず、路地状敷地につきインフラの要件を満た さないことから、第2種農地に区分されます。</p> <p>次に、申請地、土地利用計画図、公図について順にご説明いたします。 申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的 な農地利用につきまして適当と考えます。 また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回 答を得ています。 以上です。</p> |
| 議 長 | 柏原地区の申請案件について、順に審議します。 最初に、整理番号14番について審議します。地区担当の意見をお願いします。 |
| 担当委員 | <p>議案第4号14番について、ご説明いたします。 【14番の図面より説明】 土地の所在は柏原字早道場、地目は畑、地積は399㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号14番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、水富地区について、引き続き事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>水富地区は2件の申請がありました。 概要についてご説明いたします。 整理番号15番の事業計画者は、山形県小国町を起点に建設業を営む株式会社、所有者 は笹井に在住の方。 土地の所在は大字笹井字八木他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で2,422㎡。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>転用目的はサービスエリア拡張に伴う資材置場敷地等で3年間の一時転用、賃貸借権の設定です。</p> <p>立地基準につきましては、申請地は10ha以上の集団性であり、公共公用施設は屋良医院のみで2施設の要件を満たしていないことから、インフラの要件を確認するまでもなく、第1種農地に区分されます。</p> <p>次に、整理番号16番の事業計画者は、さいたま市に在住の方、所有者は笹井に在住の方。</p> <p>土地の所在は大字笹井字八木、地目は畑、地積は326㎡。</p> <p>転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。</p> <p>立地基準につきましては、申請地は10ha以上の集団性ですが、公共公用施設が狭山支援学校と屋良医院の2施設で要件を満たしており、水道、下水が容易に接続できるため、インフラの要件も満たしていることから、第3種農地に区分されます。</p> <p>次に、申請地、土地利用計画図、公図について順にご説明いたします。</p> <p>申請地についてはスクリーンのとおりです。</p> <p>最初に、整理番号15番の土地利用計画図と公図になります。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。</p> <p>根拠法令といたしましては、農地法施行令第11条第1項第2号イとなります。</p> <p>また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>次に、整理番号16番の土地利用計画図と公図になります。</p> <p>一般基準につきましては、事業実施の確実性、被害防除措置の妥当性、効率的・総合的な農地利用につきまして適当と考えます。</p> <p>また、農業振興課においては、同所は地域計画区域内であるが、特段意見は無いとの回答を得ています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>水富地区の申請案件について、順に審議します。</p> <p>最初に、整理番号15番について審議します。地区担当の意見をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号15番について、ご説明いたします。</p> <p>【15番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字笹井字八木他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で2,422㎡。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号15番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>整理番号16番について審議します。地区担当の意見を願います。</p> |
| 担当委員 | <p>議案第4号16番について、ご説明いたします。</p> <p>【16番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字笹井字八木、地目は畑、地積は326㎡。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号16番について、これより質疑を受け付けます。質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は終了しました。</p> <p>次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後一括して受け付けます。 それでは、1番から順次、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項1「農地法の規定による届出について」ご報告いたします。 スライドをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出は、5件37筆、地目及び地籍は田が3,917㎡、畑が33,236.61㎡です。 原因は全て相続によるものです。 また、あっせんの希望につきましては、いずれも希望なしです。</p> <p>次に、農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目及び地籍は、畑が279㎡です。 転用目的は、住宅敷地が1件です。</p> <p>次に、農地法第5条の規定による届出は、2件3筆、地目及び地籍は、畑が638㎡です。 転用目的は、住宅敷地が1件、駐車場敷地が1件です。</p> <p>最後に今月の案件の総括表になります。 上段が農地としての案件、下段は転用案件になります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>報告事項2「その他」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度事業計画について ・農業振興課による令和8年度の補助事業についての説明 ・農業振興課による農業委員の選任スケジュールについての説明 <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑はないようです。</p> <p>その他、委員から何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> |
| 事務局 | <p>3 / 19 付けで人事異動の内示がでましたので、ご報告いたします。</p> <p>先ず、農業委員会事務局 主幹 岡 篤 が奥富環境センターへ 主事 七字 涼太 が下水道施設課へ 主任 加藤 信二 が退職 また、会計年度任用職員の新保 聡 が3月31日をもって任期満了となります。</p> <p>次に、都市計画課から 主査 北山 誠也 市民課マイナンバーカード交付推進室から 主査 内藤 洋平 農業振興課から 主事 篠部 拓馬 が異動対象となっています。</p> <p>なお、農業振興課は高木 暁が主幹に昇任、 生活福祉課から 主任 栗原 直人 新規採用職員が1名配属される予定です。 久保田部長、奥富次長兼農業振興課長に変わりはありません。</p> <p>4 / 1 以降、次回の定例総会になると思いますが、改めてご挨拶申し上げる予定です。 よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、総会終了後、徳樹庵にて懇親会が予定されております。 5時30分に玄関先ロータリーから送迎のバスが出ますので、お乗りの方は遅れること の無いよう、お願いいたします。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>他にありますか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして第3回狭山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p> |

狭山市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月25日

会 長 浅 見 誠 次

署名委員 大 野 博 文

署名委員 下 村 辰 次
